

専任を必要とする主任技術者の兼任に関するQ&A

Q：兼任が可能かどうかをどのように判断したらいいのでしょうか？

A：入札の公告書に兼任の可否が記載されていますので、確認して下さい。ただし、御社のこれまでの施工実績や担当技術者の技術力、工事の難易度などを総合的に判断し、兼任を認めないことがあります。

Q：従事中の工事は、契約金額4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の工事で、主任技術者の専任を求められています。このような場合、他の工事の主任技術者を兼任することは出来ますか？

A：請負契約条件としての主任技術者専任ですので、兼任の有無に関わらず他現場工事での主任技術者となりうることは出来ません。

Q：従事中の工事は単価契約工事が2件あり、主任技術者の専任は求められていないため同一人が行っています。その後、契約金額4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）の契約の工事を受注しました。このような場合、すべての工事で主任技術者を兼任することは出来ますか？

A：単価契約でも兼任条件を満たせば兼任が認められる可能性はあります。ただし、専任を必要とする工事を含んでいるため、合計で2件までです。今回の場合は3件となりますので兼任できません。他の方を配置してください。

Q：従事中の工事は、契約金額4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）の工事です。この場合で、これから兼任を希望する工事が、契約金額4,500万円未満（建築一式工事の場合は、9,000万円未満）であれば、主任技術者の兼任はできますか？

A：建設業法で求める公共工事の主任技術者専任要件は、契約金額4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）の場合です。これから兼任を希望する工事が専任要件に満たない場合、従事中工事では専任の必要があるため、従事中工事で兼任承認を受ける必要があります。兼任を希望する場合は、従事中工事主管課に必ず申請を行って承認を受けて下さい。

Q：豊島区以外の機関が発注した工事を履行中です。その工事では主任技術者の専任を求められていません。この場合、豊島区発注工事で主任技術者の兼任は認められますか？

A：主任技術者の兼任を認める条件は、豊島区が発注した工事で工事場所が豊島区内である必要があります。そのため、豊島区以外の機関が発注した工事で専任を求められていなくても、兼任は認められません。

Q：豊島区施工能力審査型総合評価方式実施要綱（以下「総合評価」という。）対象で落札した工事を履行中です。この主任技術者を今回入札希望案件でも、配置技術者として兼務させることは出来ますか？

A：総合評価案件の場合であっても、この運用基準を適用することは出来ます。ただし、総合評価で落札した工事の配置技術者を変更することは原則として出来ません。

Q：運用基準にある「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事または施工にあたり相互に調整を要する工事」とありますが、どのようなことを指すのでしょうか？

A：「工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」の例としては、「連続する河川、近接する道路等における同種・類似工事」などになります。「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例としては、

「工事間で発生した発生土を盛土材として流用する、工事用道路を共用するなど、相互の調整を要する工事」、「資材の調達を一括で行い、相互に工程調整を要する工事」などになります。申請の際は、事前に工事主管課とご相談下さい。

Q：兼任の手続きはどのようにしたらいいのでしょうか？

A：受注後に、工事主管課に兼任申請を行って下さい。その際、従事中工事主管課と申請工事主管課が異なる場合は、事前に従事中工事主管課の承認を受けて下さい。なお、従事中工事主管課と申請工事主管課が同一の場合でも手続きは必要です。